(i)　ＲＣＥＰ合同委員会及びその補助機関の事務局の業務を行い、並びにこれらに対して技術的支援を提供するため、締約国が合意する条件に基づきＲＣＥＰ事務局を設立し、及びその後監督すること。

(j)　締約国が合意する項目に関する対話の場（適当な場合には、産業界の代表、専門家、学界の代表その他の利害関係者の参加を含むことができる。）を開催すること。

(k)　締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

２　ＲＣＥＰ合同委員会は、ＲＣＥＰ閣僚に報告するものとし、適当な場合には、検討及び決定のためにＲＣＥＰ閣僚に対して問題を付託することができる。

第十八・四条　ＲＣＥＰ合同委員会の手続規則

１　ＲＣＥＰ合同委員会は、あらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。(注)

注　ＲＣＥＰ合同委員会は、決定が行われる時に会合に出席しているいずれの締約国も決定の案に反対しない場合には、コンセンサス方式によって決定を行ったものとみなされる。締約国が会合を欠席した場合には、その決定は、当該締約国が当該決定を検討し、必要に応じて説明を求めるために当該締約国に送付されるものとし、当該締約国は、当該決定の送付から十四日以内に自国の確認を伝達することができる。

２　ＲＣＥＰ合同委員会は、その第一回会合において、ＲＣＥＰ合同委員会の手続規則を定める。

第十八・五条　ＲＣＥＰ合同委員会の会合

１　ＲＣＥＰ合同委員会は、この協定が効力を生ずる日から一年以内かつＲＣＥＰ閣僚の第一回会合より前に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、会合する。

２　ＲＣＥＰ合同委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＡＳＥＡＮの構成国である締約国及びＡＳＥＡＮの構成国でない締約国において、交互にかつ輪番制によって開催する。

３　ＲＣＥＰ合同委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＡＳＥＡＮの構成国である締約国が任命する代表一名及びＡＳＥＡＮの構成国でない締約国が任命する代表一名が輪番制によって共同議長を務める。ＲＣＥＰ合同委員会の共同議長の役割は、締約国間のコンセンサスを促進するため、会合の効果的かつ公平な運営を確保することとする。

４　各締約国は、自国の代表団の構成について責任を有する。

５　ＲＣＥＰ合同委員会は、適当な手段（電子メール、ビデオ会議その他の手段を含む。）によりその活動を遂行することができる。

第十八・六条　ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関

１　ＲＣＥＰ合同委員会は、その第一回会合において、次の委員会を設置する。

(a)　物品に関する委員会（物品の貿易、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、任意規格、強制規格及び適合性評価手続並びに貿易上の救済に関する活動を取り扱う。）

(b)　サービス及び投資に関する委員会（サービスの貿易（金融サービス、電気通信サービス及び自由職業サービスを含む。）、自然人の一時的な移動及び投資に関する活動を取り扱う。）

(c)　持続可能な成長に関する委員会（中小企業、経済協力及び技術協力並びに新たに生ずる問題に関する活動を取り扱う。）

(d)　ビジネス環境に関する委員会（知的財産、電子商取引、競争及び政府調達に関する活動を取り扱う。）

２　１の規定に基づいて設置される各委員会は、附属書十八Ａ（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関の任務）に定める任務及びこの協定が定め、又は締約国が合意するその他の任務を有する。

３　ＲＣＥＰ合同委員会は、必要と認める場合には、追加的な委員会その他の補助機関を設置することができる。

４　１の規定に基づいて設置される各委員会は、この協定が効力を生ずる日から一年以内に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、会合する。

第十八・七条　補助機関の会合

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、補助機関の構成及び活動は、次のとおりとする。

(a)　各締約国の代表から成る。

(b)　締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＡＳＥＡＮの構成国である締約国が任命する代表一名及びＡＳＥＡＮの構成国でない締約国が任命する代表一名が輪番制によって共同議長を務める。

(c)　その任務の対象となるあらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。(注)

注　補助機関は、決定が行われる時に会合に出席しているいずれの締約国も決定の案に反対しない場合には、コンセンサス方式によって決定を行ったものとみなされる。締約国が会合を欠席した場合には、その決定は、当該締約国が当該決定を検討し、必要に応じて説明を求めるために当該締約国に送付されるものとし、当該締約国は、当該決定の送付から十四日以内に自国の確認を伝達することができる。

(d)　適当な手段（電子メール、ビデオ会議その他の手段を含む。）によりその活動を遂行することができる。

(e)　締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＲＣＥＰ合同委員会の指示に従って会合する。

第十八・八条　連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この協定に関係する事項に関する締約国間の連絡を円滑にするための総合的な連絡部局を指定し、及び当該総合的な連絡部局の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。これらに係る全ての公式の連絡は、英語により行う。

附属書十八Ａ　ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関の任務

物品に関する委員会

１　第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）1(a)の規定に基づいて設置される物品に関する委員会の任務には、他の関連する補助機関の活動を監督し、及び調整すること並びに次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a)　第二章（物品の貿易）

(b)　第三章（原産地規則）

(c)　第四章（税関手続及び貿易円滑化）

(d)　第五章（衛生植物検疫措置）

(e)　第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）

(f)　第七章（貿易上の救済）

２　第二章（物品の貿易）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施及び運用を監視し、及び検討すること。

(b)　市場アクセスの改善を促進し、及び円滑にするための措置を特定し、及び勧告すること（この協定に基づく関税に係る約束の繰上げ又は改善についての協議を通じて特定し、及び勧告することを含む。）。

(c)　締約国間の物品の貿易に対する障壁（１に掲げるいずれかの章の規定に関連する他の補助機関の権限にのみ属する技術的な問題以外の関税措置及び非関税措置に関連する問題を含む。）に対処すること。

(d)　附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の規定の適用のため及び第二・十四条（関税に係る約束の表の置換え）の規定に適合して統一システムの定期的な改正の後に行われる同附属書の各締約国の表の置換えのため、統一システムに基づく物品の分類に関する事項について検討すること（同附属書の表の置換えのための指針を採択すること又は置き換えられた関税に係る約束の表及び対照表を適時に交換することによるものを含む。）。

(e)　同章の規定に関するその他の事項（物品の貿易に影響を与える措置についての規制に関する良い慣行を含む。）について討議し、及び適当な場合には、規制に関する良い慣行の活用についての協力の促進のための方法を探求すること。

３　第三章（原産地規則）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　次の事項について検討し、及び必要な場合にはＲＣＥＰ合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

(i)　同章の規定の効果的なかつ一貫した運用（同章の規定の解釈及び適用並びに同章の規定に関する協力の促進を含む。）

(ii)　第三・三十四条（品目別規則の置換え）及び第三・三十五条（附属書の改正）の規定に適合する附属書三Ａ（品目別規則）及び附属書三Ｂ（必要的記載事項）の規定の潜在的な改正